

自主的避難等対象区域（田村市）から避難した申立人ら（原発事故当時89歳の申立人母と息子夫婦）について、平成23年4月分及び5月分の、避難先で宿泊した介護施設の利用料と原発事故以前に申立人母が利用していたデイサービスの利用料との差額分が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

- |  |           |
|--|-----------|
| 1 避難費用（避難交通費）<br>（平成23年3月15日～同年5月末日）       | 金 71,200円 |
| 2 避難費用（宿泊費等）<br>（平成23年3月15日～同年4月1日）        | 金 91,500円 |
| 3 生活費増加費用（介護施設料等増加分）<br>（平成23年4月1日～同年5月末日） | 金280,000円 |

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金442,700円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく生活費増加費用及び移動費用として、金120,000円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年8月4日

(仲介委員 脇奈穂子)